

介護サービス事業所・施設等の所長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の申請について（依頼）

日頃から、本県の高齢者福祉施策に御理解、御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症につきまして、細心の注意をもって感染防止にご尽力を頂いておりますことに対しまして、重ねて御礼申し上げます。

介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で必要不可欠なサービスです。

感染による重症化リスクが高い高齢者に対して、接触を伴うサービスが必要となる介護サービスの特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があります。

このため、強い使命感を持って、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員の皆様に対して慰労金を支給します。

また、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するための支援を行います。

さらに、在宅サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや、感染症防止のための環境整備の取組についても支援を行います。

については、これらの事業をご活用いただき、各事業所や施設における現在の取組状況や衛生資材の備蓄状況を踏まえて、感染症の予防と発生に備えた今後の対応を進めてくださるようお願いいたします。

事業の実施にあたり、運営事務局を下記1のとおり開設し、下記2以下にご留意の上、申請いただきますようお願いいたします。

記

1 運営事務局（問い合わせ先）

- (1) 名 称 長野県（医療・福祉）慰労金・支援金運営センター（介護分）
- (2) 電 話 026-217-0845（受付時間：平日8時30分～17時まで）
- (3) ファクシミリ 026-217-0862
- (4) 電子メール nagano_shien@bsec.jp

2 対象事業

次の事業を対象とします。事業の概要、対象者については、別添「長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」及び長野県公式ホームページをご参照ください。

- (1) 長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）における介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給
- (2) 長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金交付（感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業）
- (3) 長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金交付（介護サービス再開に向けた支援事業（在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業及び在宅サービス事業所における環境整備への助成事業））

3 提出書類及び申請書入手方法

(1) 上記2(1)の事業(以下「慰労金事業」という。)の提出書類

ア 慰労金支給申請書(様式2)

イ 慰労金受給職員表(様式3)

(注) 県への提出書類は、ア及びイですが、必ず職員個々から、代理申請委任状兼口座振込申出書(様式1)の提出を受け、県から依頼があった場合には、提出できるよう保管願います。

(2) 上記2(2)及び(3)の事業(以下「支援金事業」という。)の提出書類

ア 長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)補助金交付申請書(様式第2号)

イ 経費所要額調(様式第2号別紙1)

ウ 事業所・施設別申請額一覧(様式第2号別紙2)

エ 事業実施計画書(様式第2号別紙3)

オ 歳入歳出予算(見込)書の抄本又は収入支出予算(見込)書(任意様式)

カ その他参考となる書類(申請内容に設備整備費が含まれる場合の見積書等)

(3) 申請書等の入手方法

慰労金支給実施要領、補助金交付要綱、様式等は、長野県公式ホームページからダウンロードしてください。<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/corona/20200804.html>

4 申請方法

(1) 慰労金事業

ダウンロードした申請様式に、必要事項を記入の上、以下のア又はイの方法により下記5の提出先に申請してください。

ア 電子申請し、必要書類を添付する。

イ 申請様式一式を全て郵送する(原則、電子申請が困難な場合に限る。)

(注) 介護サービス事業所・施設等を運営する法人が派遣労働者、業務委託による従事者、退職者分も含め、申請してください。

(2) 支援金事業

ダウンロードした申請様式に、必要事項を記載の上、以下のア(郵送及び電子申請の併用)又はイ(郵送のみ)の方法により下記5の提出先に申請してください。

ア 申請書(様式第2号)、歳入歳出予算(見込)書の抄本又は収入支出予算(見込)書には、押印が必要なため郵送とし、その他の資料は、電子申請の際に、添付する。

イ 申請様式一式を全て郵送する(原則、電子申請が困難な場合や上記3(2)カ^カのその他参考となる書類が多い場合に限る。)

5 提出先

(1) 電子申請先

上記3(3)に記載の長野県公式ホームページよりリンクされる本事業専用のWEBフォームにアクセスしてください。

(2) 郵送提出先

〒380-0824

長野市大字南長野南石堂町1293 長栄南石堂ビル7階

長野県(医療・福祉)慰労金・支援金運営センター(介護分)

6 申請書提出期限

令和2年12月25日（金）※必着

7 留意事項

- (1) 慰労金事業及び支援金事業について、同一法人が複数の介護サービス事業所・施設等を有する（同一県内のものに限る。）場合は、法人が取りまとめ、申請してください。
- (2) 介護保険法に基づく居宅療養管理指導のみなし指定を受けている保険医療機関（病院、医科診療所及び歯科診療所）にあつては、医療機関として医療分での慰労金支給申請をお願いします。ただし、居宅療養管理指導のみに従事している職員分については、介護分での慰労金支給申請をお願いします。
- (3) 次の事業所等については、慰労金事業のみが申請対象事業となります。
 - ・特定福祉用具販売事業所
 - ・生活支援ハウス
 - ・介護予防・生活支援サービス事業の事業者（指定サービスの事業者を除く）であつて、長野県での緊急事態宣言発令中（令和2年4月16日から同年5月14日まで）に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所
- (4) 支援金事業については、事業が完了してから30日以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書の提出が必要となります。その際には、要した経費に関して証明できる書類（納品書、領収書、記録簿等）の写しの添付が必要となるため、適切に保管いただきますようお願いいたします。

8 衛生用品等の確保

介護サービス事業所・施設等における衛生用品等の感染症対策に要する物品購入に係る経費は、上記2（2）の補助対象経費となります。衛生用品等のうち、現在、購入が可能なものについては、一定月分の備蓄に努めていただくようお願いいたします。

また、市場の流通状況を勘案していただき、早期に発注し、購入に努めていただくなどの対応を併せてお願いいたします。なお、今年度中に発注、納品及び支払が完了する（した）ものが、上記2（2）の補助対象経費となります。

担 当	健康福祉部介護支援課サービス係 （課長）篠原 長久 （担当） <u>山本 哲也</u>
電 話	026-235-7121
ファクシミリ	026-235-7394
電子メール	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp